| ■ | 種類 | 対象 | 医療費の自己負担 | 手続きに必要なもの | 所得制限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 子育て支援医療 | 中学 3 年生までの子ども |  | 健康保険証，印かん | なし |
|  | ひとり親家庭医療 | ひとり親家庭の母または父 <br> と18歳以下の子ども，遺児 |  | 戸籍腃本，健康保険証，印かん |  |
|  | 障がい者医療 | 身体障害者手帳 $1 \sim 3$ 級ま たは療育手帳を持つ 75 歳未満の人 | 原則なし | 障害者手帳または療育手帳，健康保険証，印 かえ | $\begin{gathered} \text { あり } \\ \text { (所得制限額参照) } \end{gathered}$ |
|  | 重度心身障がい老人 <br> 健康管理事業 | 後期高齢者医療被保険者で身体障害者手帳 $1 \sim 3$ 級ま たはは療育手帳を持つ人 |  | 後期高齢者医療被保険証，障害者手帳または療育手帳，印かん |  |
|  | 老人医療 | 満65歳～69歳の人 | 2割または3 割 ※世帯内に65歳以上 で住民税課税所得が 145万円以上の人が いる場合は 3 割 | 健康保険証，印かん | 本人，配偶者，同一世帯員および扶養義務者全員が所得税非課税 |



| 所 | 区 分 | 扶養人数 | 0 人 | 1 1 | 2人 | 以降1人につき |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 制 } \\ & \text { 額 } \end{aligned}$ | ひとり親家庭医療 | 本人および同居の扶養義務者 | 236 万円未満 | 274万円未満 | 312万円未満 | 38万円加算 |
| 障がい者医療• <br> 重度心身障がい老人健康管理事業 |  | 本人 | 360 万4千円以下 | 398 万4千円以下 | 436万4千円以下 | 38万円加算 |
|  |  | 配偶者むよび扶養義務者 | 628万7千円未満 | 653万6千円未満 | 674万9千円未満 | 21万3千円加算 |

> ※上記の額は, 令和元年 (平成31年) 中の所得から本人控除 (障害者控除) や社会保険料控除を差し引いた額です。

1170歳未満の自己負担限度額（月額）

|  | 区 分 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 3 回目きで | 4 回目以隆 <br> （8） 3 |
| 上位所得者 （※1） | 基礎控除後の総所得（※2） 901万円超 | $\begin{aligned} & \text { 252,600円+ } \\ & \binom{\text { 医療靳の䋉額一 }}{82, ~} \times 1 \% \end{aligned}$ | 140，100円 |
|  | 基礎控除後の総所得 600万円超～901万円以下 | $\begin{gathered} 167,400 円+ \\ \binom{\text { 医療尞の総額一- }}{558,00 円} \times 1 \% \end{gathered}$ | 93，000円 |
| 一般 | 基礎控除後の総所得 210 万円超～600万円以下 | $\begin{aligned} & \text { 80,100円+ } \\ & \binom{\text { 医療費の総額一 }}{277,00 円} \times 1 \% \end{aligned}$ | 44，400円 |
|  | 基礎控除後の総所得 210万円以下 | 57，600円 |  |
|  | 主民税非課税世帯（※4） | 35，400円 | 24，600円 |

※ 1 所得の申告をしていない人も，上位所得者とみなされますので，必ず申告してく ださい。
※ 2 基礎控除後の総所得とは，国保被保険者それぞれの前年の所得から 33 万円（基礎控除）を引いた額を全て合算した額。
※ 3 過去 12 カ月間に 4 回以上高額療養費に該当した世帯の 4 回目以降の自己負担限度額。
$※ 4$ 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
1270歳以上75歳未満の自己負担限度額（月額）

※ 1 同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上75歳未満の国保被保険者がい る人。ただし，70歳以上75歳末満の国保被保険者の収入の合計が，複数で 520 万円未満，単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお，平成27年 1 月以降，新たに 70 歳になる国保被保険者のいる世帯のうち，同一世帯の 70 歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が 210 万円以下の場合も $「$般」となります。
※ 2 現役並み所得者，低所得 II •I以外の人
※ 3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人 （低所得 I 以外の人）
※ 4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で，その世帯の各所得が必要経費•控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人
※5過去12カ月間に 4 回以上の高額療養費に該当した世帯の 4 回目以降の自己負担限度額
$\infty \mathrm{m}$－Nosto）
給



 に
領
書
添
货
囷
保払
苳
医
尞
尞
給
請
書口
通
常
自
員
頍
支









## 国民健康保険の高䫟傋養費制度

ひと月の医療費（※己負担額が高額になったとき，基準に該当する場合は，限度額 を超えた分が申請により，高額療養費として支給されます。申請は保険証，領収書，印か ん，口座番号，個人番号（マイ ナンバー）がわかるもの（ ※2） が必要です。
※ロひと月の医療費とは
1日から月末までの月単位 で，保険適用になった自己負担額のことをいいます。 ※（2）個人番号（マイナンバー） がわかるもの

個人番号カード，または個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。代理人は，委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

令和 2 年分の確定申告で医療費控除を受けられる場合は「医療費等の明細書」を作成すれぱ領収書の提出は不要となります が，必ず領収書を手元に保管し てょいてください。
※70歳未満と70歳以上の人で は，限度額が異なります。詳し くは次のI．1，园および表をご覧 ください。

## 170歳未満の人の場合

同じ医療機関で支払った医療費が対象です。異なる医療機関 の分は，それぞれが 2 万 1 千円以上であれば合算対象となりま す。また，同じ医療機関でも医科と歯科，入院と外来は別々に計算します。

なお，入院や外来でひと月の自己負担額が高額になる場合 は，事前に「限度額適用認定証」 の交付を国保医療課で受けてお くと，医療機関での自己負担は限度額までとなります。

## 1270歳以上

## 75歳未満の人の場合

病院•診療所，歯科の区別な く合算できます。外来（個人単位）と入院•外来（世帯単位） で限度額が異なります。
なね，入院や外来でひと月の自己負担限度額が高額になる場合は，事前に「限度額適用•標準負担額減額認定証（低所得 I －III該当する人）」または「限度額適用認定証（現役並みI• IIに該当する人）」の交付を国保医療課で受けておくと，医療機関での自己負担は限度額まで となります。

